HRRC Focus
vol.16
2026 年 11 月発行

外国人材受入制度の転換と東三河地域の状況

公益社団法人東三河地域研究センター　常務理事　髙橋 大輔

1. はじめに

総務省の調査によると、2026 年 1 月 1 日現在、愛知県の外国人住民は 34 万 7,971 人で、東京都、大阪府に次いで全国 3 位となっている（図表 1）。

このうち東三河地域には 3 万 9,037 人が居住している（図表 2）。市町村別では豊橋市が 2 万 2,285 人と最も多く、東三河全体の 57.1％を占める。豊橋市の総人口に占める外国人の割合は 6.1％で、およそ 16 人に 1 人に相当する。

外国人人口は豊橋市に集中しているものの、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市や北設楽郡にも広がっており、外国人住民は東三河全域の産業と地域社会に関わる存在となっている。

人口減少が続く東三河では、外国人住民の増加によって地域の人口構成も変化している。外国人を一時的な労働力として捉えるだけでは、地域の実態を十分に説明できない。就労支援に加え、日本語学習、子どもの教育や生活相談など、外国人が地域住民として安心して暮らせる環境を整えることが重要である。

本稿では、2027 年 4 月に始まる育成就労制度を軸に、技能実習、育成就労、特定技能について、制度の目的や対象分野、在留期間、転籍、日本語能力の要件などを比較し、外国人材政策が一時的な受入れから、人材の育成・定着・長期的な活躍を重視する仕組みへ転換する過程を整理する。

続いて、国勢調査、住民基本台帳、外国人雇用状況の届出データなどを用い、東三河地域における外国人人口の増加と国籍構成の多様化、産業別・在留資格別にみた外国人雇用の特徴を明らかにする。これらを踏まえ、人口減少と人手不足が進む東三河において、外国人を単なる労働力としてではなく地域社会の一員として受け入れ、安心して働き、暮らし続けられる環境を整えるための今後の展望を考察する。

■図表 1　都道府県別　外国人人口（上位 5 位まで）

順位	都道府県	人口（人）
1	東京都	783,702
2	大阪府	369,529
3	愛知県	347,971
4	神奈川県	309,815
5	埼玉県	286,262

出典：総務省（2026）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和 8 年 1 月 1 日現在）」より作成

■図表 2　東三河地域の外国人人口

市町村	人口（人）
豊橋市	22,285
豊川市	9,099
蒲郡市	3,718
新城市	2,357
田原市	1,443
設楽町	84
東栄町	35
豊根村	16
合計	39,037

出典：総務省（2026）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和 8 年 1 月 1 日現在）」より作成

2. 外国人労働者の受入制度と今後の転換

（1）技能実習から育成就労への転換

日本の外国人労働者受入制度は、大きな転換期を迎えている。現在は技能実習と特定技能が主要な制度であるが、2027 年 4 月 1 日から技能実習に代わって育成就労制度が始まる。

まず、技能実習は、開発途上国への技能移転を通じた国際貢献を目的として 1993 年に始まった。製造業、農業、建設業など幅広い職種を対象とし、在留期間は 1 号、2 号、3 号を合わせて最長 5 年間である。一般的な職種では入国時の一律の日本語試験要件はなく、本人の希望による転籍や家族帯同も原則として認められていない。

しかし、実際には国内の人手不足を補う役割が大きくなり、制度目的と実態の隔たり、転籍制限、

労働環境や権利保護などが課題となった。こうした問題を踏まえ、技能実習を発展的に解消し、人手不足分野における人材の育成と確保を明確な目的とする育成就労制度が創設される（図表 3)。

（2）育成就労から特定技能へつながる仕組み

育成就労制度では、17 分野を対象に、原則 3 年間の就労を通じて特定技能 1 号に必要な技能と日本語能力を身に付ける。就労開始前までに、原則として日本語教育の A1 相当の試験に合格するか、同水準の講習を受講する。就労開始から 1 年以内に A1 相当の試験を受け、3 年間の終了時には基本的に A2.2 相当の試験合格を目指す。分野によっては、これより高い水準が求められる。

技能実習との大きな違いは、一定の条件を満たせば、本人の意向による転籍が認められることである。同一の業務区分内で、必要な技能と日本語能力を身に付け、分野ごとに定める 1 年以上 2 年以下の転籍制限期間を経過した場合に勤務先を変更できる。転籍時には、原則として A2.1 相当の日本語能力などが必要となる。家族帯同は原則として認められない。

育成就労で 3 年間働いた後、技能試験と日本語試験などの要件を満たせば、特定技能 1 号へ移行できる。制度間を連続させることで、外国人が日本で働きながら技能と日本語能力を高め、次の在留資格へ進む方針を示した点が今回の改革の特徴と言える。

（3）特定技能による継続就労とキャリア形成

特定技能制度は、人手不足が深刻な産業分野で、一定の技能を持つ外国人を受け入れるため、2019 年に創設された。特定技能 1 号は 19 分野を対象とし、在留期間は通算最長 5 年間である。日本語能力は原則として A2.2 相当以上が必要で、同じ分野内での転職も可能である。家族帯同は原則として認められない。

特定技能 2 号は、このうち 11 分野を対象に、熟練した技能を持つ人材を受け入れる制度である。在留期間の更新回数に制限がなく、要件を満たせば長期的に働くことができる。配偶者と子の帯同も認められる。日本語能力については、2027 年 4 月 1 日以降の在留資格認定証明書交付申請から B1 相当以上が必要となる。B1 は、仕事や日常生活で身近な話題について自分の考えを説明できる水準である。

これにより、「育成就労 3 年」「特定技能 1 号 5 年」「特定技能 2 号」という段階的なキャリア形成が可能になる。ただし、次の在留資格へ自動的に移行できるわけではなく、それぞれの技能、日本語能力や実務経験などの要件を満たす必要がある。既存の技能実習生については経過措置が設けられ、一定の条件下で施行後も認定済みの計画に基づく技能実習を続けることができる。

（4）対象分野の拡大と受入見込数

ところで、外国人材の受入分野は、製造業、農業、建設業などから、物流や生活関連サービスにも広がっているのは周知のとおりである。

技能実習は 2026 年 7 月 29 日時点で 96 職種 174 作業を対象とする。特定技能 1 号は 19 分野、育成就労は 17 分野、特定技能 2 号は 11 分野が対象となる。

特定技能 1 号には、新たに物流倉庫、リネンサプライ、資源循環が加わった（図表 4)。物流倉庫では商品の入出荷や仕分け、リネンサプライではホテルや医療機関などで使用する繊維製品の洗濯・管理、資源循環では廃棄物の選別や再資源化に関する業務を担う。このように、外国人材の就労先は、地域の生産活動だけでなく、物流や暮らしを支える分野へ広がっている。

一方で、受入れは無制限ではない。つまり、生産性向上や国内人材の確保に取り組んでもなお不足すると見込まれる人数を基に、分野ごとの受入見込数が上限として設定される。

国の資料によると、2028 年度末までの上限は、特定技能 1 号が 80 万 5,700 人、育成就労が 42 万 6,200 人、合計 123 万 1,900 人である。建設業は約 20 万人、工業製品製造業は約 31 万 9 千人、飲食料品製造業は約 19 万 5 千人、介護は約 16 万 1

千人と、これらの業種は東三河の主要産業とも関係の深い分野に大きな需要が見込まれている。

この約 123 万人は、今後新たに追加して受け入れる人数ではなく、各制度の在留者数について設定された上限の合計である。

今回の制度変更において、外国人材政策は、短期的な人手不足への対応から、技能と日本語能力を育て、継続的な就労につなげる仕組みへ転換することになる。ゆえに、企業には制度の利用だけでなく、適正な処遇、日本語教育、技能形成や働きやすい職場づくりを通じて、外国人から選ばれる受入環境を整えることが求められる。

こうした制度改革の影響を考えるためには、受入れの仕組みだけでなく、外国人が実際にどの地域で暮らし、どのような産業や在留資格の下で働いているのかを把握する必要がある。特に、製造業や農業が集積し、外国人住民の割合が高い東三河では、制度変更が企業の人材確保と地域社会の双方に及ぼす影響も大きい。そこで次章では、人口、国籍、市町村、産業、在留資格に関する統計から、東三河における外国人住民と外国人労働者の特徴を明らかにする。

■図表 3　技能実習・育成就労・特定技能の比較

在留資格	技能実習 （1993年～）	育成就労 （2027年4月施行）	特定技能 （2019年～） １号	 ２号
目的	国際貢献	人材育成と確保	即戦力の人材確保	
技能水準	1号・2号・3号と 段階的な試験を経て 技術を習得	終了時点で 特定技能１号水準に 達することが必要	相当程度の知識 または経験を 必要とする技能	熟練した技術
日本語 能力水準	入国時に法律上の必須試験・合格基準の 要件はなし 介護のみ入国時：A2.2相当	就労開始時：A1相当以上 （相当する講習でも可） 終了時点：A2.2相当以上	Ａ２．２相当以上	Ｂ１相当以上
在留期間	最長５年 帰国が前提	原則３年 特定技能への移行を想定	最長５年	更新回数に 制限なし
分野	９６職種　１７４作業 （2026年7月29日時点）	１７分野	１９分野	１１分野
転籍	原則３年は不可	同じ分野なら１～２年で可	可	可
家族帯同	不可	不可	不可	可

出典：出入国在留管理庁「外国人労働者に関する制度概要（令和８年９月２９日更新）」「外国人技能実習制度について（令和８年８月１４日改訂版）　」を基に作成

■図表 4　特定技能の対象分野拡大

	分野		特定技能 （16分野）	受入れ見込数（人） 特定技能１号 （19分野）	 育成就労 （17分野）	 分野全体
1	介護		135,000	126,900	33,800	160,700
2	ビルクリーニング	○	37,000	32,200	7,300	39,500
3	工業製品製造業	○	173,300	199,500	119,700	319,200
4	建設	○	80,000	76,000	123,500	199,500
5	造船・船用工業	○	36,000	23,400	13,500	36,900
6	自動車整備	○	10,000	9,400	9,900	19,300
7	航空	○	4,400	4,900	－	4,900
8	宿泊	○	23,000	14,800	5,200	20,000
9	自動車運送業		24,500	22,100	－	22,100
10	鉄道		3,800	2,900	1,100	4,000
11	農業	○	78,000	73,300	26,300	99,600
12	漁業	○	17,000	14,800	2,600	17,400
13	飲食料品製造業	○	139,000	133,500	61,400	194,900
14	外食業	○	53,000	50,000	5,300	55,300
15	林業		1,000	900	500	1,400
16	木材産業		5,000	4,500	2,200	6,700
17	リネンサプライ		－	4,300	3,400	7,700
18	物流倉庫		－	11,400	6,900	18,300
19	資源循環		－	900	3,600	4,500
	合計		820,000	805,700	426,200	1,231,900

※ 特定技能 16 分野の人数は、2024 年 3 月時点
※「○」は特定技能２号対象（11 分野）
※「航空」「自動車運送業」は特定技能のみ

出典：出入国在留管理庁「外国人労働者に関する制度概要（令和８年９月２９日更新）」を基に作成

3. 東三河地域における外国人の状況

前章では、外国人材の受入制度が、技能実習から育成就労へと転換し、特定技能を通じた継続的な就労を重視する方向に進んでいることを整理した。

こうした制度改革の意味を地域の視点から考えるためには、外国人が東三河でどのように暮らし、働いているのかを具体的に捉える必要がある。本章では、東三河地域の外国人労働者の状況を順にみていく。

（1）外国人人口の増加と国籍構成の多様化

①減少から増加に転じた外国人人口

東三河地域では、外国人人口の増加と国籍構成の多様化が同時に進んでいる。国勢調査による外国人人口は、2005 年の 2 万 1,603 人から 2010 年、2015 年にかけて減少した後、2020 年には 3 万 716 人、2025 年には 3 万 7,766 人へ増加した（図表 5）。

2025 年の人口は図表記載の 2005 年総数の約 1.75 倍である。外国人比率も、2015 年の 2.6%から 2020 年に 4.1%、2025 年には 5.2%へ上昇した。地域の総人口が減少するなかで外国人人口が増えているため、地域人口に占める外国人の存在感は、人数の増加以上に高まっていると思われる。

■図表 5　東三河地域における外国人の国籍別人口および外国人比率の推移

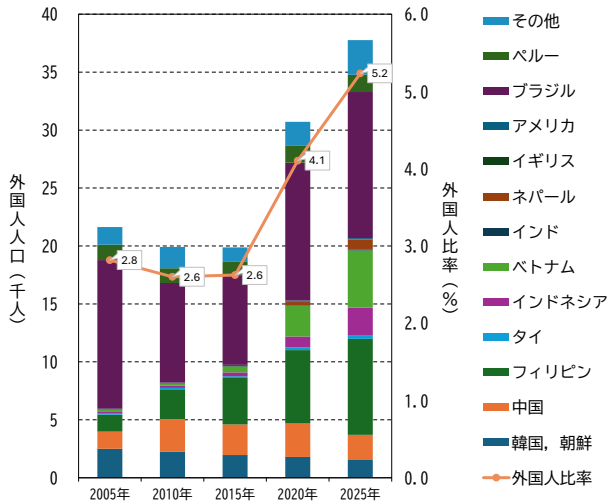

出典：総務省統計局「国勢調査」より作成
注記：2005～2015 年は、その他にインド、ネパールを含んでいる。

②ブラジル中心の構成から多国籍化する東三河

国籍別では、ブラジルが 2025 年に 1 万 2,601 人、全体の 33.4%を占め、引き続き最も多い。ただし、その割合は 2005 年の約 6 割から大きく低下した。

一方、フィリピンは 8,276 人、21.9%、ベトナムは 4,936 人、13.1%、インドネシアは 2,424 人、6.4%まで増加した。特に 2020 年から 2025 年までの増加数は、ベトナム、フィリピン、インドネシアの 3 か国で 5,720 人となり、東三河全体の純増数 7,050 人の約 8 割を占める。

東三河の外国人社会は、南米系住民を中心とする構成から、東南アジアを含む多国籍な構成へ移行している。

（2）市町村ごとに異なる国籍構成

①豊橋・豊川・新城ではブラジルが最多

外国人住民の国籍構成には、市町村ごとの違いがある（図表 6）。

豊橋市、豊川市、新城市ではブラジルが最も多く、それぞれ 39.1%、34.3%、35.5%を占める。ただし、豊橋市ではフィリピンが 23.5%、豊川市と新城市ではベトナムがそれぞれ 23.1%、24.2%を占めており、アジア出身者の比重も高まっている。

②蒲郡・田原の独自の国籍構成

蒲郡市ではフィリピンが 45.4%と半数近くを占め、東三河全体の 21.9%を大きく上回る。田原市では「その他」が 37.5%で最も高いが、その中には全体の 16.0%を占めるミャンマーが含まれる。国別ではフィリピンが 18.9%で最も多く、ベトナム、インドネシア、中国など複数のアジア諸国が続く。

地域の産業構造に加え、先に定住した住民を介した家族や知人のつながりが、こうした集住に影響している可能性がある。

■図表 6　外国人人口の国籍別の割合（2025 年）

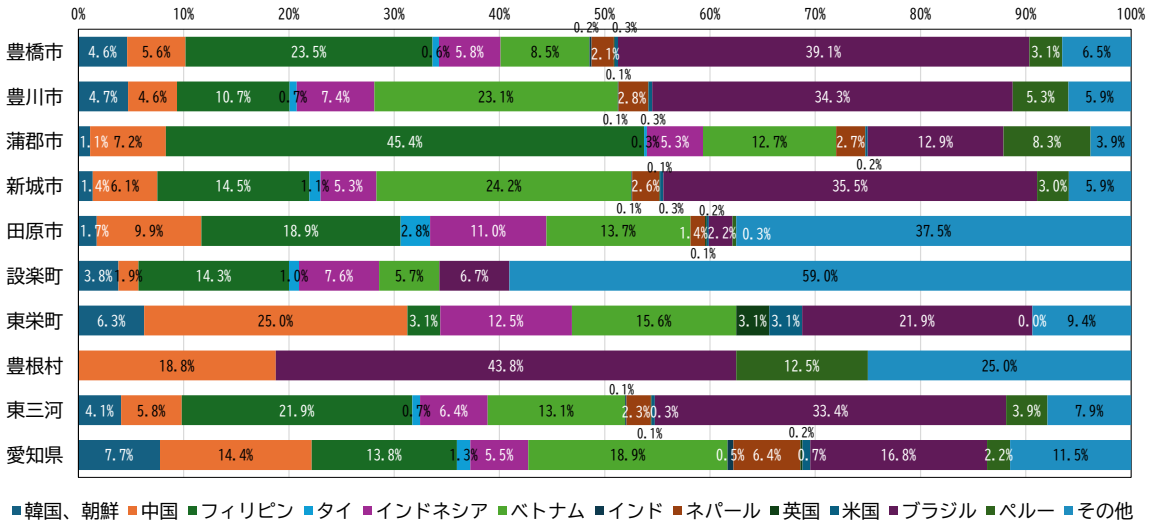

出典：総務省統計局「国勢調査」を基に作成。国籍別割合は不詳補完値による。2025 年 10 月 1 日現在

③奥三河の町村の状況

北設楽郡では、設楽町の「その他」、東栄町の中国、豊根村のブラジルの割合が最も高い。ただし、外国人人口そのものが少ないため、数人の転入・転出で割合が大きく変わる。

以上のように、東三河全体は、愛知県全体と比べてブラジルとフィリピンの割合が高く、中国の割合が低い。さらに、市町村単位でも国籍構成が異なるため、外国人住民を一つの集団として捉えるのではなく、地域ごとの実情をみることが重要である。

（3）コロナ禍後に上昇した外国人比率

住民基本台帳による直近の推移をみると、東三河の外国人比率は 2019 年の 4.2%から 2021 年に 4.1%へわずかに低下した後、2025 年には 5.3%へ上昇した（図表 7）。

2025 年の割合は愛知県の 4.7%、全国の 3.3%を上回る。市部では豊橋市が 6.1%で最も高く、豊川市 4.9%、蒲郡市 4.8%、新城市 4.1%、田原市 3.5%と続く。東三河 5 市はいずれも全国平均を上回っている。2019 年から 2025 年までの上昇幅は、新城市が 1.8 ポイントと最も大きく、豊川市が 1.3 ポイント、豊橋市が 1.1 ポイントとなった。

外国人比率の上昇には、外国人住民の増加だけでなく、日本人住民を含む地域の総人口が減少していることも影響する。したがって、外国人比率は新たな流入の規模だけでなく、人口減少下で地域の人口構成が変化していることを示す指標として捉えることも大切である。

■図表 7　外国人比率の推移

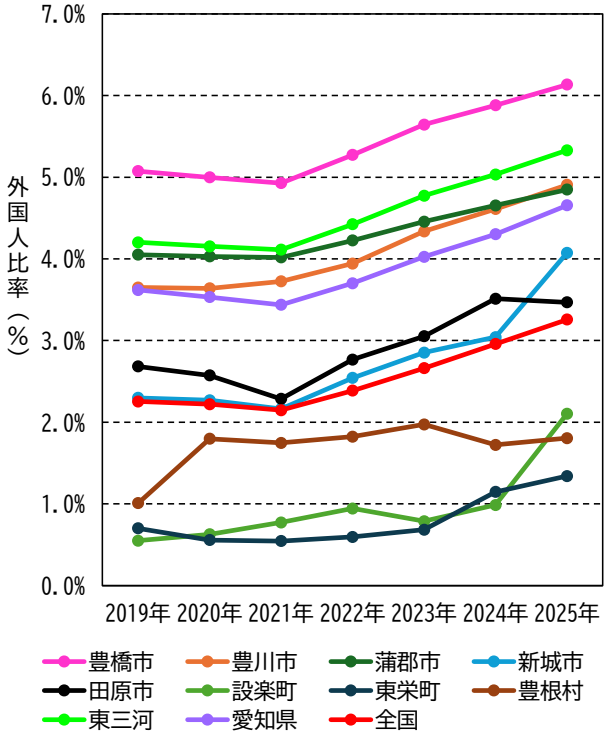

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。
注記：各年、翌年 1 月 1 日を基準としている。

4. 東三河地域における外国人の労働状況

（1）産業別にみた外国人労働者

①増加する外国人労働者数

東三河地域の外国人労働者数は、2019 年の 1 万 9,697 人から 2025 年には 2 万 6,298 人へ増加した（図表 8）。6 年間の増加数は 6,601 人、増加率は 33.5%である。

コロナ禍の影響が大きかった 2019 年から 2021 年にかけては、外国人労働者の増加が鈍化した。2020 年 4 月以降の入国制限により、技能実習生などの新規入国が困難になったことが影響したと考えられる。その後は増加が加速し、2022 年に 2 万 1,897 人、2023 年に 2 万 3,779 人、2025 年には 2 万 6,298 人となった。

全国の外国人労働者数も、2019 年の 165 万 8,804 人から 2025 年には 257 万 1,037 人へ 55.0%増加している。東三河でも人数は増えているが、全国の伸びを下回る。また、東三河が愛知県全体に占める割合は、2022 年の 11.6%をピークに、2025 年には 10.6%へ低下した。これは東三河の外国人雇用が縮小したのではなく、県内の他地域でより速く拡大したことを示している。

■図表 8　外国人労働者数の推移

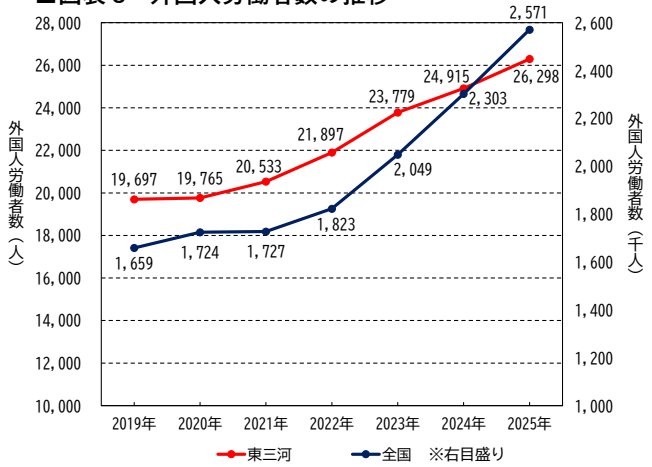

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成

②製造業を中心に就労分野が拡大

産業別では、製造業が外国人雇用の中心である（図表 9）。製造業の外国人労働者数は、2019 年の 9,382 人から 2025 年には 1 万 2,265 人へ 30.7%増加した。2025 年には東三河の外国人労働者全体の 46.6%を占めており、およそ 2 人に 1 人が製造業で働いている。

一方、製造業以外の分野でも外国人雇用が広がっている。宿泊業・飲食サービス業は 2019 年の 913 人から 2025 年には 1,818 人となり、ほぼ 2 倍に増加した。卸売業・小売業も 888 人から 1,683 人へ 89.5%増加し、建設業は 1,190 人から 1,857 人へ 56.1%増加した。

増加率が特に高いのは医療・福祉で、2019 年の 368 人から 2025 年には 1,065 人へ約 2.9 倍となった。高齢化によって介護人材の需要が高まるなか、技能実習、特定技能や在留資格「介護」などを通じた受入れが進んでいる。ただし、利用者との意思疎通が必要な分野であるため、日本語教育、資格取得や職場への定着を支える取組が欠かせない。

農業・林業は、図表 9 で個別に確認できる 2023 年の 2,294 人から 2025 年には 2,686 人へ増加し、外国人労働者全体の 10.2%を占める。製造業と農業・林業を合わせると 56.8%となり、東三河の外国人雇用が、地域の基幹産業であるものづくりと農業を中心に成り立っていることが分かる。

③全国以上に高い製造業と農業の割合

2025 年の産業別構成を全国、愛知県、東三河で比較すると、地域の特徴がより明確になる（図表 10）。製造業の割合は全国が 24.7%、愛知県が 38.7%であるのに対し、東三河は 46.6%である。農業・林業も全国 2.5%、愛知県 1.4%に対し、東三河は 10.2%と高い。

これに対し、卸売業・小売業は東三河が 6.4%で、全国の 13.3%を下回る。宿泊業・飲食サービス業も東三河 6.9%、全国 12.4%、医療・福祉は東三河 4.0%、全国 5.7%となっている。これらの産業でも外国人労働者数は増えているが、製造業と農業の比重が大きいため、全体に占める割合は全国より低くなる。

東三河の内部でも産業構成は異なる。公共職業安定所の管轄別にみると、製造業の割合は豊橋管内が 41.2%、豊川管内が 57.8%、新城管内が 61.2%である。豊川・新城管内では製造業への集中度が高い一方、豊橋管内では農業・林業が

12.1％を占める。豊橋管内には農業が盛んな田原市が含まれるため、その地域特性が反映されている。

東三河では、外国人労働者が製造業と農業を支える構造を維持しながら、建設、流通、宿泊・飲食、医療・福祉などへ就労先を広げている。企業には、採用人数の確保だけでなく、産業ごとに必要となる日本語教育、安全教育や技能形成を進め、外国人が継続して働ける環境を整えることが求められる。

■図表 9　東三河地域における産業別外国人労働者数の推移

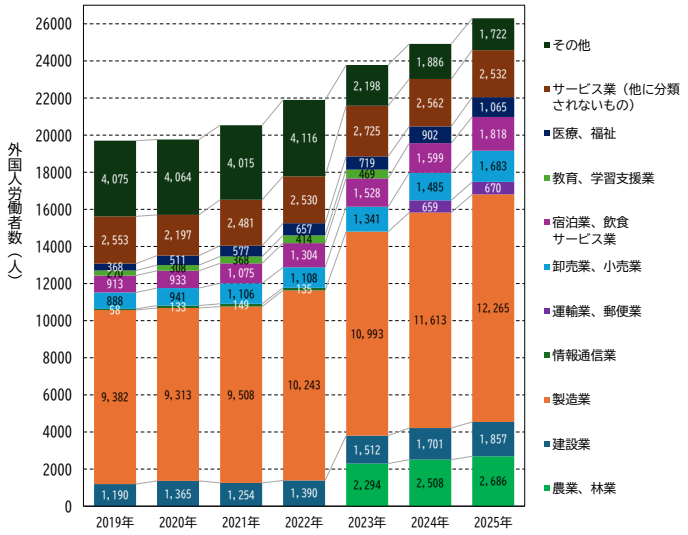

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成

■図表 10　産業別外国人労働者の割合（2025 年）

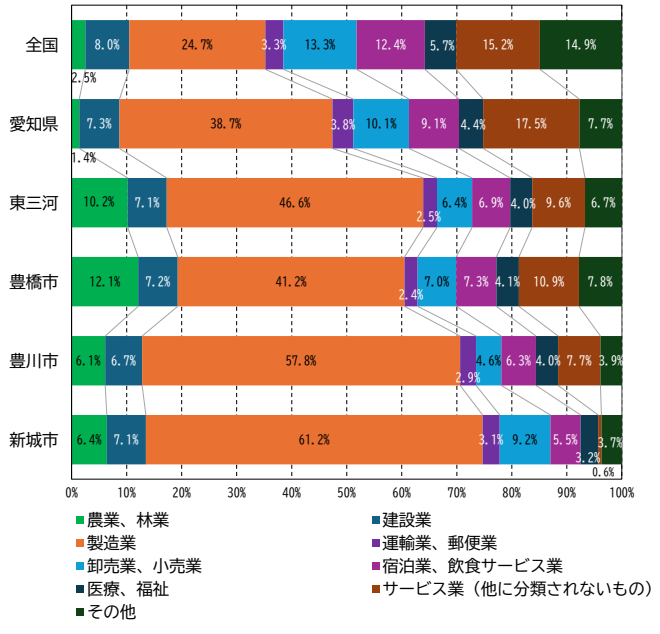

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」　（2025 年 10 月末時点）より作成

（2）在留資格別にみた外国人雇用

①定住型を中心に就労資格が増加

東三河の外国人雇用は、永住者や定住者など地域に生活基盤を持つ人々を中心としながら、特定技能を含む就労資格が急速に増える構造へ変化している。

2025 年 10 月末時点で最も多いのは「身分に基づく在留資格」の 1 万 3,598 人で、外国人労働者全体の 51.7％を占める（図表 11）。

■図表 11　東三河地域における在留資格別外国人労働者数の推移

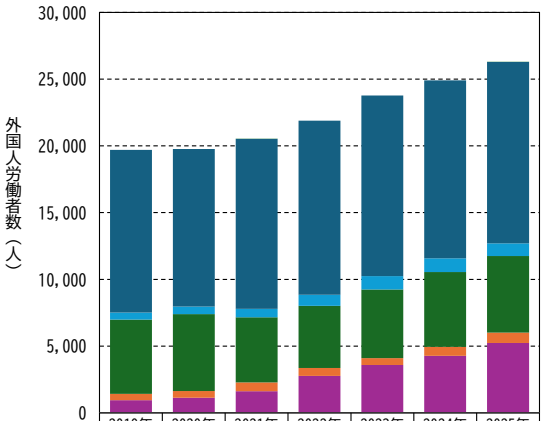

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
⑥不明	0	0	3	0	0	0	1
⑤身分に基づく在留資格	12,184	11,800	12,738	13,057	13,533	13,335	13,598
④資格外活動	531	564	638	822	1,010	1,027	949
③技能実習	5,567	5,776	4,881	4,661	5,141	5,615	5,742
②特定活動	466	497	653	596	511	672	777
①専門的・技術的分野の在留資格	949	1,128	1,620	2,761	3,584	4,266	5,231

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」より作成

この区分には永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者が含まれ、就労できる職種に原則として制限がない（図表 12）。2019 年の 1 万 2,184 人から 1,414 人増加しており、東三河では長期的に生活する外国人が雇用の中心となっている。

技能実習は 2025 年に 5,742 人、全体の 21.8％を占める。コロナ禍の入国制限などにより、2020 年の 5,776 人から 2022 年には 4,661 人まで減少したが、その後は再び増加し、2025 年には 2019 年の水準を上回った。技能実習制度から育成就労制度への移行後も、製造業や農業などで外国人材を育成しながら受け入れる仕組みは、東三河の雇用に大きく関わることになる。

■図表 12　図表 11 のカテゴリー別の概要

①専門的・技術的分野の在留資格
就労目的で在留が認められている者。図表13参照。

②特定活動
経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外交官等に雇用される家事使用人、ワーキング・ホリデー等が該当する。

③技能実習
2010年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与される。

④資格外活動
本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。留学生のアルバイト等が該当する。

⑤身分に基づく在留資格
在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（主に日系人）が含まれる。

出典：厚生労働省「日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 257.1 万人の内訳）」より作成
https://www.mhlw.go.jp/content/001188821.pdf

最も伸びが大きいのは「専門的・技術的分野の在留資格」である。2019 年の 949 人から 2025 年には 5,231 人となり、約 5.5 倍に増加した。この区分には「技術・人文知識・国際業務」「介護」「技能」などのほか、人手不足分野を対象とする特定技能も含まれる（図表 13）。したがって、この増加は高度な専門職だけが増えたことを意味するのではなく、特定技能を通じた現場人材の受入れ拡大も反映している。

このほか、ワーキング・ホリデーや EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者などを含む「特定活動」は 777 人、留学生のアルバイトなどの「資格外活動」は 949 人となっている。

■図表 13　専門的・技術的分野に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野の各業務従事者

出典：厚生労働省「日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 257.1 万人の内訳）」より作成
https://www.mhlw.go.jp/content/001188821.pdf

②全国と比べて高い定住者と技能実習の割合

全国、愛知県、東三河を比較すると、東三河の特徴がよりはっきりする（図表 14）。「身分に基づく在留資格」の割合は、全国 25.1%、愛知県 40.7%に対し、東三河は 51.7%である。技能実習も全国 19.4%、愛知県 19.3%に対して東三河は 21.8%とやや高い。特に新城管内では技能実習が 46.0%を占め、地域産業との結び付きが強い。

一方、「専門的・技術的分野」は全国 33.7%、愛知県 26.0%に対し、東三河は 19.9%にとどまる。ただし、構成比は全国より低いものの、人数は 6 年間で約 5.5 倍に増えており、特定技能を含む就労資格への移行が進んでいる。

「資格外活動」は全国 17.5%、愛知県 10.4%に対し、東三河は 3.6%と低い。大学や専門学校などが集積する都市部と比べ、留学生のアルバイトが少ないためと考えられる。

以上から、東三河の外国人雇用は、留学生による短時間就労よりも、永住者や定住者、技能実習生、特定技能外国人が地域産業を支える構造にあるといえる。今後は、在留資格ごとの適正な雇用管理に加え、日本語学習、技能形成、資格間の移行を支援し、外国人が将来の働き方を描ける環境を整えることが重要となる。

■図表 14　在留資格別外国人労働者の割合（2025 年）

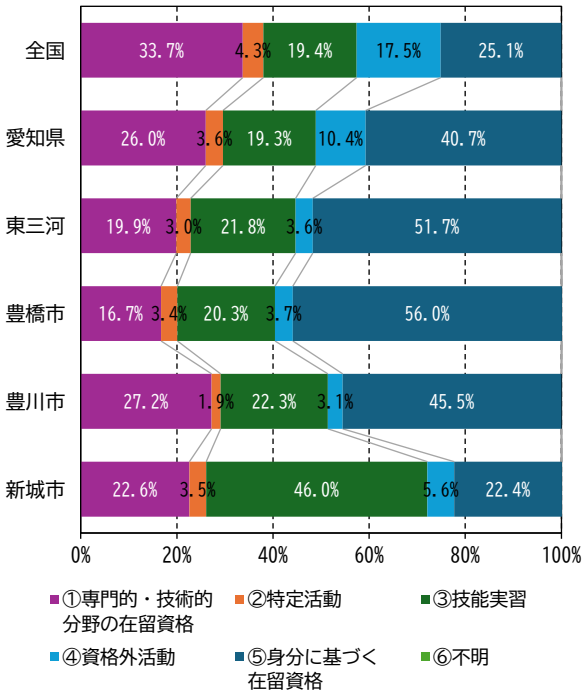

出典：厚生労働省、厚生労働省愛知労働局「外国人雇用状況の届出状況」（2025 年 10 月末時点）より作成

5. 外国人材の定着に向けた地域の課題と展望

①多様化する外国人住民に応じた地域支援

外国人住民の増加と多国籍化に伴い、必要とされる支援も、行政情報の翻訳にとどまらず、生活相談、日本語学習、就労、子どもの教育、防災などへ広がっている。東三河の自治体では、それぞれの外国人住民の構成や生活上の課題に応じた取組が進められている。

外国人住民が最も多い豊橋市では、外国人総合相談窓口「INFOPIA（インフォピア）」を設け、ポルトガル語、英語、タガログ語、中国語、ベトナム語など多言語による相談に対応している。また、生活に必要な日本語を学ぶ教室や就労のための日本語教室、就学前の子どもを対象とするプレスクール、中学生の学習を支援するアフタースクールなど、生活段階に応じた取組も行っている。さらに、外国人市民会議を通じて、外国人住民の意見を多文化共生施策に反映させる仕組みを設けている。

豊橋市国際交流協会では、1989 年の設立以来、国際交流はもとより外国人住民の生活支援など多文化共生の地域づくりを進めてきている。現在は emCAMPUS を拠点に、市民ボランティアによる日本語教室を継続的に開き、市と役割分担して学習機会の充実を図っている。また、豊橋市との「INFOPIA」では土日にも多言語で相談に応じ、税務や社会保険、在留資格に関する専門相談、母語によるメンタルヘルス相談も実施する。

防災面では外国人の通訳ボランティアを育成・登録し、災害時の情報伝達を支えている。

さらに、外国語絵本の読み聞かせや地域 FM での外国人の活躍紹介、外国人を歓迎する店舗のステッカー掲示など、地域での交流と参加の機会を広げている。外国人を雇用する企業に向けては企業向け講座や相談員の活用など、就労と暮らしをつなぐ支援の強化を目指している。

豊川市では、多言語で生活情報の提供や相談を行うワンストップ型の外国人相談窓口を設置している。通訳職員による対応に加え、電話通訳を活用することで、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語など幅広い言語に対応している。

蒲郡市では、ごみの出し方、交通ルール、医療、防災、各種相談など、生活上必要となる情報をまとめたオリエンテーション動画「Welcome to Gamagori!!」を 7 言語で公開している。新城市や田原市でも、国際交流協会等と連携し、外国人住民を対象とする相談窓口や日本語教室が設けられている。

こうした取組は、外国人住民が行政サービスや地域のルールを理解し、安心して生活するための基盤となる。ただし、同じ市内でも、日本での生活経験、日本語能力、在留資格、家族構成によって必要な支援は異なると思われ、情報を多言語で用意するだけでなく、外国人住民に確実に伝えるための相談窓口の充実や支援機関との連携が重要である。

こうした生活面の支援は、福祉的な支援にとどまるものではない。外国人材が地域で働き続け、生活基盤を築いていくための「定着基盤」として捉える必要がある。

②育成就労制度を地域の人材戦略につなげる

本稿でみてきたように、人口減少が続く東三河地域では、外国人人口と外国人労働者数が増加し、地域社会や産業に占める存在感が高まっている。2025 年には東三河の外国人比率が全国や愛知県を上回り、外国人労働者の 46.6%が製造業、10.2%が農業・林業に従事している。建設、宿泊・飲食、医療・福祉などでも外国人雇用が拡大しており、外国人材は地域産業の維持を支える重要な担い手となっている。

外国人住民の構成も変化している。ブラジル人が引き続き最も多い一方、フィリピン、ベトナム、インドネシアなどアジア諸国の出身者が増え、国籍構成は多様化している。在留資格では、永住者や定住者など「身分に基づく在留資格」が外国人労働者の過半数を占める一方、特定技能を含む「専門的・技術的分野」の在留資格も急増している。東三河では、家族とともに長く暮らす外国人住民

と、就労を目的に新たに来日する外国人材が併存しており、それぞれの就労や生活の実態に応じた対応が求められている。

こうしたなか、2027 年 4 月に始まる育成就労制度は、外国人材の受入れを、技能移転を目的とした仕組みから、人材の育成と確保を一体的に進める仕組みへ転換するものである。育成就労から特定技能 1 号、さらに特定技能 2 号へと進む道筋が整えられることで、外国人が技能や日本語能力を高めながら、日本で継続して働く可能性が広がる。これにより、企業にも短期的な人手不足への対応だけでなく、中長期的な視点に立った外国人材の育成と定着が求められるようになる。

また、育成就労制度では一定の条件の下で本人の意向による転籍が認められるため、企業にとっては、外国人材を採用するだけでなく、働き続けたいと思われる職場環境を整えることが一層重要となる。適正な処遇や安全な労働環境の確保に加え、日本語学習や技能習得の機会、資格取得への支援、将来のキャリア形成を見据えた人材育成など、外国人材が能力を高めながら働ける仕組みづくりが必要である。とりわけ製造業や農業など外国人雇用への依存度が高い東三河では、こうした取組を個々の企業の採用活動にとどめず、地域産業を支える人材の育成・定着という観点から捉えることが重要となる。

一方、外国人材が働き続けるためには、雇用条件だけでなく、地域で安心して暮らせる環境も欠かせない。住居、医療、子どもの教育、防災、生活相談などの課題は、企業だけで対応できるものではなく、自治体や国際交流団体、学校、地域社会との連携が必要となる。特に、日本語能力の向上は、職場での技能習得や安全確保に加え、地域での生活や住民との交流にも関わるため、企業による日本語教育と地域の日本語学習支援をつなげることが有効である。

さらに、東三河では市町村ごとに外国人住民の国籍構成や就労する産業が異なり、必要とされる支援にも違いがある。こうした地域特性を踏まえ、自治体、企業、経済団体、国際交流団体などが外国人材の雇用と生活に関する課題を共有し、役割を分担して対応することが望まれる。個々の企業では対応が難しい日本語教育や生活支援などについても、地域の関係機関が連携することで、支援の充実を図る余地がある。

今後の東三河に求められるのは、外国人材を単に「受け入れる」という視点から一歩進み、人材を育成し、地域に定着して能力を発揮できる環境を整えることである。そのためには、企業の人材確保・育成と、自治体等による生活支援や多文化共生の取組を、広域連携と産学官連携のもとで地域全体の人材戦略として結び付けていく必要がある。外国人にとって働きやすく、暮らしやすい地域をつくることは、日本人を含め、誰もが安心して働き、暮らし続けられる地域づくりにもつながる。育成就労制度への転換を、東三河の産業と地域社会の将来を支える人材の育成・定着を考える契機とすることが肝要である。

参考文献

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
総務省統計局「国勢調査」
厚生労働省、厚生労働省愛知労働局の「外国人雇用状況の届出状況」
厚生労働省「日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 257.1 万人の内訳)」
https://www.mhlw.go.jp/content/001188821.pdf（2026 年 10 月 1 日閲覧）
法務省　出入国在留管理庁「外国人労働者に関する制度概要（令和 8 年 9 月 29 日更新）
https://www.moj.go.jp/isa/content/930005177.pdf（2026 年 10 月 1 日閲覧）
法務省　出入国在留管理庁「外国人技能実習制度について（令和 8 年 8 月 14 日改訂版）
https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf（2026 年 10 月 1 日閲覧）
厚生労働省「技能実習生に関する要件」
https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000

995317.pdf（2026 年 10 月 1 日閲覧）
国際交流基金日本語基礎テスト
（Japan Foundation Test for Basic Japanese, 略称:JFT-Basic）
https://www.jpf.go.jp/jft-basic/index.html（2026 年 10 月 1 日閲覧）
日本語能力試験 JLPT
https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html
（2026 年 10 月 1 日閲覧）
朝日新聞【解説人語】外国人労働者が急増 受け入れの歴史と起こりうる危機（2025 年 8 月 19 日）
日本経済新聞「外国人受け入れ 上限迫る」（2026 年 8 月 2 日）